

第17回 京都市食の安全安心推進審議会 次第

1 日 時 平成27年11月2日（月）午前10時から

2 場 所 ホテル本能寺 西館5階『雁（かりがね）』

3 次 第

(1) 開 会

(2) 京都市挨拶

(3) 審 議 次期京都市食の安全安心推進計画骨子案について

(4) 閉 会

配付資料

- 【資料1】次期京都市食の安全安心推進計画策定に向けたこれまでの審議経過等について
- 【資料2】次期京都市食の安全安心推進計画骨子案

参考資料

- 【参考資料1】これまでの審議会及び検討部会における次期京都市食の安全安心推進計画の策定に関する主な意見

次期京都市食の安全安心推進計画策定に向けたこれまでの審議経過等について

時期	審議会等	内容
6月	第16回審議会 (諮問)	<ul style="list-style-type: none"> ○次期計画の策定について審議会に諮問 ○「次期京都市食の安全安心推進計画策定検討部会」の設置
7月	第1回部会 (7月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ○部会の進め方について ○次期計画の基本的な考え方・方向性について ○次期計画の体系（案）について
	第2回部会 (7月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回部会での検討結果を踏まえた課題の整理、対策の検討 ○次期計画における重点的な取組事項について
9月	第3回部会 (9月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回部会での検討結果を踏まえた課題の整理、対策の検討 ○次期計画における目標設定について
10月	第4回部会 (10月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ○次期計画骨子案について
11月	第17回審議会 (中間報告)	<ul style="list-style-type: none"> ○次期計画骨子案について（部会での進捗状況の報告）
		パブリックコメントの実施（1月間）
12月	第18回審議会 (答申案)	<ul style="list-style-type: none"> ○次期計画（答申案）について（部会からの最終報告）
	答申	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会から市長に答申
平成28年 1月以降	次期計画の策定、公表	

次期京都市食の安全安心推進計画骨子案 (平成28年度～32年度)

目 次

1 計画策定の背景	P1
2 推進計画の基本的事項	P3
(1) 推進計画の基本理念及び各主体の責務・役割		
(2) 目指すべき姿		
(3) 推進計画の位置付け		
(4) 推進計画の期間		
3 施策の展開	P5
(1) 施策の体系		
(2) 施策の柱の目標(ねらい)及び指標		
(3) 基本施策		
(4) リーディング事業		
4 推進計画の推進体制及び進行管理	P11
(1) 推進体制		
(2) 進行管理		

1 計画策定の背景

現行計画の策定

京都市では、食品等の安全性と安心できる食生活を確保し、市民及び観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的に「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」(以下「条例」といいます。)を平成22年4月に施行しました。

条例では、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めることとしており、「京都市食の安全安心推進計画(以下「推進計画」といいます。)」を平成23年3月に策定し、市民、事業者の皆様とともに、京都の食の安全安心を確保するための取組を進めてきました。

推進計画の策定後の現状と課題

推進計画策定から4年が経過しましたが、この間、京都が誇る和の食文化が世界的に注目を浴びる一方、国内では福島第一原発事故に伴う食品の放射能汚染の問題など、食の安全安心を脅かす様々な問題が発生しています。

新たな推進計画の策定

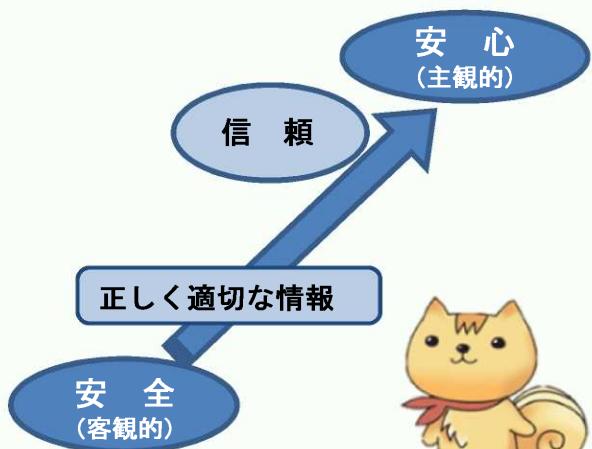
国内外の社会情勢により日々変化する食の安全安心に関する問題に対応し、より効果的な食の安全安心施策を推進するため、平成28年度からの新たな推進計画を策定します。

食の「安全」と「安心」の考え方について

食品の「安全」が確保されていたとしても、必ずしも消費者の「安心」に繋がるものではありません。

「安全」とは、客観的なものであり、食品は危害を及ぼす可能性(リスク)があることを前提に、最新の科学的な根拠に基づいて、健康への影響が及ばない範囲まで予防、抑制されている状態をいいます。

「安心」とは、個人の主観的なものであり、食品の安全性の確保に向けた行政や食品事業者の様々な取組について、消費者が十分に正しく適切な情報を得て理解するとともに、多くの消費者の納得が得られ、信頼が構築されている状態をいいます。



“京都市食の安全安心啓発キャラクター”

推進計画と食を取り巻く状況

平成23年4月

平成28年4月

食の安全安心推進計画

新たな推進計画

食の安全安心に関する現状や問題等に対応し、
より効果的な食の安全安心施策の推進

現 状

<新たな問題の発生>

- 福島第一原発事故に伴う食品の放射能汚染
- 牛肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒
- 冷凍食品への農薬混入 等

<社会情勢の変化>

- 科学的根拠に基づく規制の強化
- 国際基準に沿った衛生管理の推進
- SNS等の新たな情報媒体の普及 等

課 題

○食中毒等による健康被害の未然防止

○事業者による自主衛生管理の更なる推進

○新たな情報媒体の普及に伴う対応

○緊急事案への迅速な対応 等

京都の特色

<おもてなし・暮らしが育む「京の食文化」>

- 京料理に代表される独自の食文化が発達
- 「京の食文化」を「京都をつなぐ無形文化遺産」に選定
- 「和食」の「ユネスコ無形文化遺産」への登録

<学生が多く集まる「大学のまち・京都」>

- 大学や短期大学等が多く集まる「大学のまち」
- 市民の1割を学生が占める「学生のまち」

<世界を代表する「国際観光都市・京都」>

- 年間5,000万人以上の観光客が訪れる世界を代表する観光都市
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック等に伴う観光客の増加

2 推進計画の基本的事項

(1) 推進計画の基本理念及び各主体の責務・役割

条例では、市民及び観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的に、食品等の安全性の確保及び安心な食生活の確保に向け様々な施策を講じることとしています。

条例に掲げる3つの基本理念にのっとり、京都市、食品等事業者及び市民等の皆様がそれぞれの責務と役割を担い、食の安全安心施策に取り組みます。

(2) 目指すべき姿

食の安全安心に関する問題に対応するとともに、より効果的に食の安全安心施策を推進し、条例に掲げる基本理念や各主体の責務と役割を踏まえ、「京の食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる社会」を目指します。

条例に掲げる3つの基本理念

- 1 市民の健康の保護を最優先とした取組
- 2 食品等の生産から販売に至る一連の行程における安全管理
- 3 科学的知見に基づく健康被害の未然防止

目指すべき姿

京の食の安全性が確保され、
安心して食生活を営むことができる社会

各主体の責務・役割

市民等

- 必要な知識を持ち理解を深める
- 本市施策への意見表明及び協力

京都市

- 食の安全安心施策を総合的に策定・実施
- 施策に市民等の意見を反映

相互協力

食品等事業者

- 自主的な衛生管理の実施
- 安全性に関する知識の習得
- 正確かつ適切な情報提供
- 本市施策に協力

(3) 推進計画の位置付け

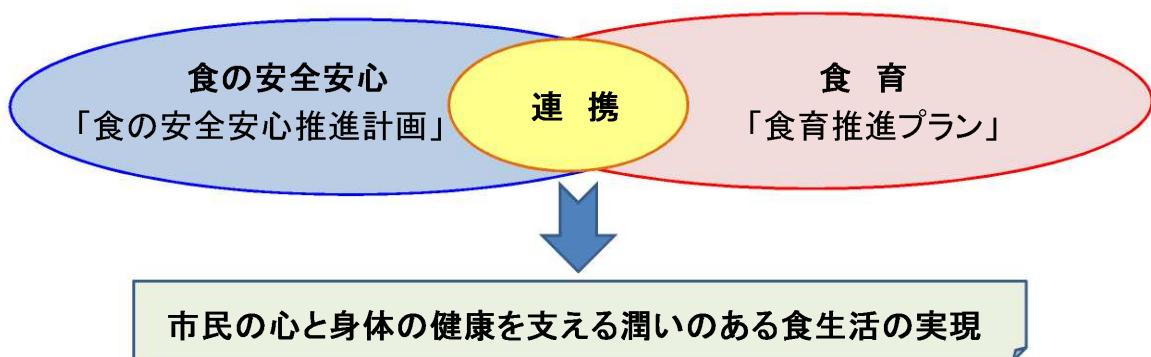
推進計画は、条例第9条に基づき、「京都市食の安全安心推進審議会」の意見を踏まえ、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や取組等について定めるものです。

また、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の分野別計画に位置付け、関連分野と整合、連携を図りながら、各種施策を推進します。

<「京都市食の安全安心推進計画」と「食育推進プラン」との連携>

「食」は、日々の生活の基本であり、市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を実現していくためには、食品等の安全性を確保した上で、市民自らが「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践できることが求められています。

京都市では、食の安全性確保という土台を築くために、条例に基づき策定する「食の安全安心推進計画」と、「食育基本法」に基づき策定する「食育推進プラン」とを、「食」に関する施策を推進するための両輪として位置付け、市民の心と身体の健康を支える潤いのある食生活の実現に向け、互いに連携及び整合を図りながら、総合的・計画的な推進に努めます。



(4) 推進計画の期間

平成28年度（平成28年4月1日）から平成32年度（平成33年3月31日）までの5年間とします。

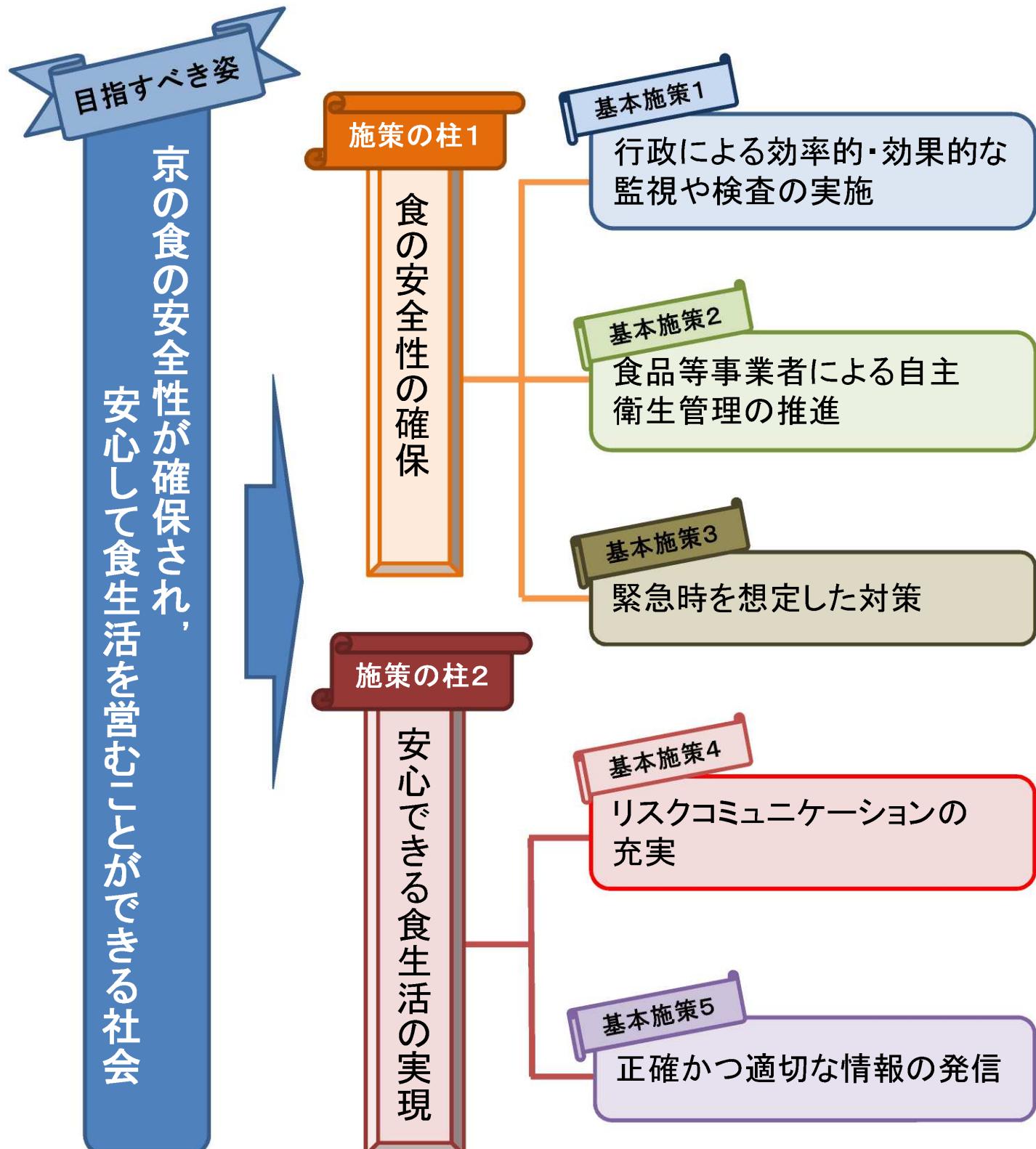
ただし、計画期間中であっても、想定外の事案（新たなリスクの顕在化や科学技術の進歩等）や関連する法令の改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 施策の展開

(1) 施策の体系

「京の食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる社会」の実現に向け、食品の生産から販売に至る各段階において、主に行政や食品等事業者による様々な取組により「食の安全性の確保」を図るとともに、市民や観光旅行者等に対し、行政や食品等事業者が積極的に情報提供し、正しい理解と信頼を得ることにより「安心できる食生活の実現」を目指します。

これら2つを施策の柱とし、それぞれに基本施策を掲げ様々な個別施策を展開していきます。



(2) 施策の柱の目標（ねらい）及び指標

「京の食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる社会」の実現に向けた「2つの施策の柱」の目標（ねらい）は次のとおりです。

また、それぞれの目標（ねらい）の達成に向け、推進計画に掲げる各種施策の実施状況の把握や取組の方向性を評価し、より強力に施策を推進していくため、2つの施策の柱ごとに指標を定めます。

柱1

食の安全性の確保

目標（ねらい）

食品の生産から販売に至る各段階において、京都市や食品等事業者による食の安全性の確保に関する様々な取組により、市民や観光旅行者等の健康の保護を図ります。

指標（案）

指標1	食中毒対策① 重篤又は大規模な食中毒の発生件数をゼロとします。 食中毒対策② その他の食中毒についても、発生件数を減少させます。
指標2	市内で製造される広域流通食品の違反件数をゼロとします。
指標3	HACCP導入施設及び京（みやこ）・食の安全衛生管理認証取得施設を拡大していきます。

＜参考＞指標の現状値（平成26年度末）

指標1 ①1件、②11件

指標2 0件（違反件数総数4件）

指標3 118施設（認証取得施設数）

柱2

安心できる食生活の実現

目標（ねらい）

京都市や食品等事業者による食の安全性の確保に関する取組を積極的に情報発信とともに、市民等が学習する機会を設け、多くの市民等の理解を促進し、信頼の確保を図ります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の国際的なイベントの開催を見据え、広く国内外に対し、京都市の食の安全情報の発信を図ります。

指標（案）

指標4	食の安全に係る情報発信回数及びアクセス数や賛同数
指標5	リスクコミュニケーション事業参加者数及び参加者の理解度
指標6	食の安全安心に関心を有する人材育成数

＜参考＞指標の現状値（平成26年度末）

指標4 26回（メール配信回数）

指標5 5,699人（事業参加者数）

(3) 基本施策

2つの施策の柱には、それぞれに基本施策を掲げ、様々な個別施策を展開していきます。

5つの基本施策

柱1

食の安全性の確保

施策1 行政による効率的、効果的な監視や検査の実施

農畜産物の生産者に対する農薬の適正使用や家畜疾病の予防等に対する対策の徹底、食品製造業者や販売業者等への効率的、効果的な監視指導や検査、さらには適切な食品表示やアレルギー物質対策を推進し、食中毒の発生や流通食品の違反件数を減少させます。

施策2 食品等事業者による自主衛生管理の推進

食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を更に推進するため、国際標準の衛生管理手法である危害分析・重要管理点(HACCP)方式の推進や京都市独自の「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の活用、さらには食品の自主回収報告制度の普及等を図ります。

施策3 緊急時を想定した対策

常時から、食品の安全に係る事故発生に備えた危機管理体制を整備するとともに、対応する人材の育成及び資質向上を図ることで、緊急時に迅速に対応できる環境づくりを目指します。

柱2

安心できる食生活の実現

施策4 リスクコミュニケーションの充実

食品等事業者及び行政による食の安全性の確保に関する情報発信や意見交換を通じ、市民等の理解の促進、さらには、信頼の確保を図ります。また、大学生等を中心とした次世代を担う若年層に対し、食品に関し、自らが関心を持ち、正しい知識を普及し、行動し、次の世代に継承できる人材の育成に努めます。

施策5 正確かつ適切な情報の発信

市民や観光旅行者等に向け、あらゆる媒体を活用して、食の安全性の確保に係る京都市や食品等事業者の取組の情報を継続的に発信します。

また、環境への配慮も視野に、材料を最大限生かして使い切ることや、料理を作りすぎないこと、食品の保存方法等に関する正しい知識の普及を図ります。

(4) リーディング事業

関連する主な施策

1 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び抜取り検査の実施

施策 1

京都市では、効果的かつ効率的に飲食店や食品製造施設等(以下「食品関係施設」といいます。)に対する監視指導や流通食品の抜取り検査などを行うため、毎年度、食品衛生法に基づき、「食品衛生監視指導計画」を策定しています。

「食品衛生監視指導計画」に基づき、京都の特性や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、効果的、効率的な監視指導や検査を実施します。



2 カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策

施策 1

近年の食中毒の傾向として、カンピロバクターやノロウイルスを原因とする食中毒が多くを占めています。特にカンピロバクターによる食中毒は、鶏肉の生食や加熱不足を原因として、若年層で多発しています。

このため、飲食店や大量調理施設への監視指導を強化するとともに、食中毒の特徴や消費者のライフスタイルに応じた適切な啓発を行い、カンピロバクターをはじめとした食中毒発生の未然防止を図ります。

3 危害分析・重要管理点（H A C C P）方式による衛生管理の推進

施策 2

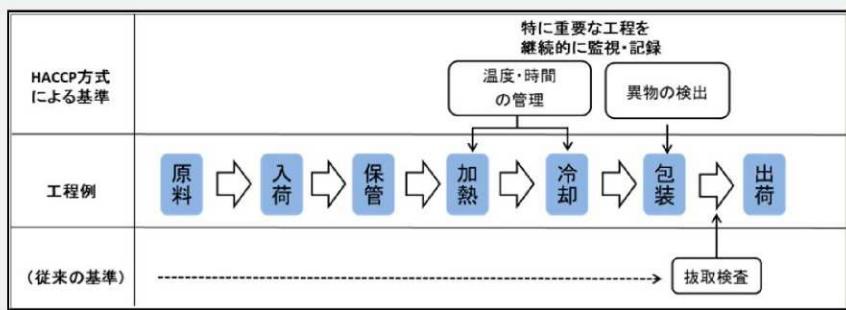
京都市では、「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」(以下「管理運営基準条例」といいます。)により、食品関係施設の衛生管理について必要な基準を定め、食品等事業者に遵守を義務付けています。

平成27年3月、管理運営基準条例を改正し、危害分析・重要管理点(HACCP)方式による基準を加えました。

国において、将来的にHACCPの義務化を見据えていることから、国の動向等も踏まえ、HACCPによる衛生管理の推進を図っていきます。

HACCPとは

- Hazard Analysis(危害分析) and Critical Control Point(重要管理点)の略。
- 微生物による汚染や金属の混入等の危害を予測したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録し、最終製品の抜取検査により検証を行う工程管理方式のこと。



4 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度の活用及び普及

施策 2

食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を推進するため、「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の更なる活用を図ります。

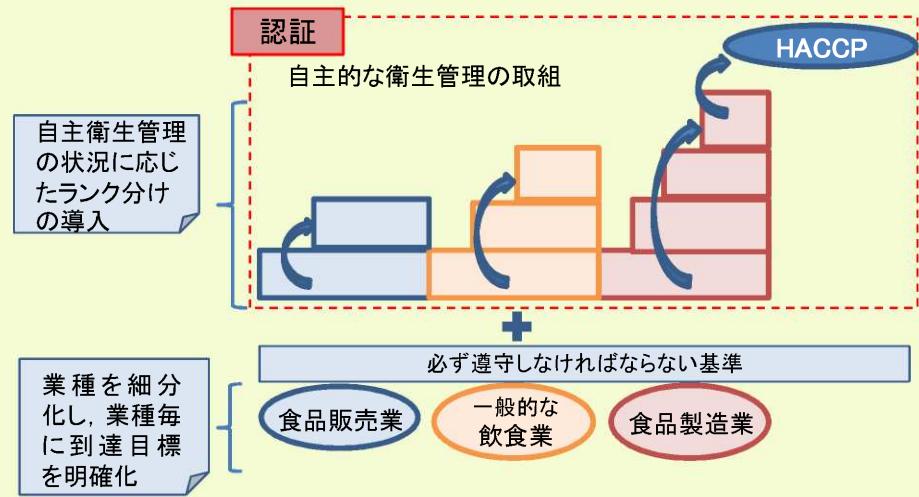
このため、自主衛生管理の状況に応じたランク分けや、業種毎に到達目標を明確化するなど、現在の制度の見直しを行うとともに、取得した食品等事業者の取組を広く情報発信し、制度の普及を図ります。

京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度とは

- 食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を京都市が評価し、認証する、HACCPによる衛生管理の考え方を一部取り入れた京都市独自の制度。
- 食品等事業者自らが、自主的な衛生管理の取組を推進することにより、食中毒の発生や異物混入等を低減し、市民の皆様により安全な食品が提供されることを目的としている。



見直しのイメージ



5 目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進

施策 4

食の安全に関する情報提供に当たっては、発信する内容や情報を受け取る年代の特徴に応じた異なる対応が求められます。

このため、伝える内容やその方法を工夫し、目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションを推進していきます。



主な情報源

	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～
第1位	家族・親戚	インターネット等			テレビ		
第2位	学校	テレビ	インターネット等		新聞		
第3位	テレビ		家族・親戚	雑誌	家族・親戚		

各年代の特徴に応じ、適切な情報媒体の組合せによる効果的な情報提供が必要

※「インターネット等」とは、インターネット・携帯・スマートフォンをいいます。
※「平成27年度 京都市食育に関する意識調査」の実施結果に基づいています。

リスクコミュニケーションとは

- 市民、食品等事業者及び行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換し、食品の安全性についての理解を深めること。

6 「大学のまち・京都」の特性を活かした学生との協力による取組

施策 4

学生との食の安全性に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組み、学生から家族、地域、全市へと、京都が誇る学生力を活かした食の安全安心の確保に向けた取組を広げます。

特に、食への关心や知識を有する学生を養成し、学生間のピアエデュケーションによる食の安全に関する衛生意識の向上や取組の促進を図ります。



ピアエデュケーションとは

- 同年代や同じグループなど身近な仲間の間で、実体験を交えた情報共有などを通じて、正しい知識を身に付けながら広く普及させること。

7 食育と連携した食の安全安心施策の推進

施策 4

「食育推進プラン」に基づく食育事業と連携し、「食育指導員」による食育活動を通じ、保育園児や小学生のみならず、学生、成人への食の安全安心に関する情報発信を重点的に行います。



食育指導員とは

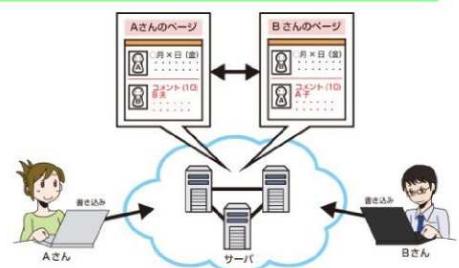
- 京都市では、市民の皆様に健康で豊かな生活を送っていただくため、平成21年度から、地域に密着した食育推進活動を行うボランティアである「食育指導員」を養成している。
- 食育指導員は、保健センターや小学校、保育所等地域において、料理教室等の体験活動や食を通じた健康づくり等の普及啓発活動を行っている。

8 SNS等の様々な媒体を活用した効果的な情報発信

施策 5

テレビや新聞といった媒体に加え、近年はSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の普及によって、市民の皆様は、様々な媒体から情報を入手できるようになりました。

今後、情報媒体の特徴を踏まえながら、様々な媒体を活用して効果的な情報発信を図っていきます。

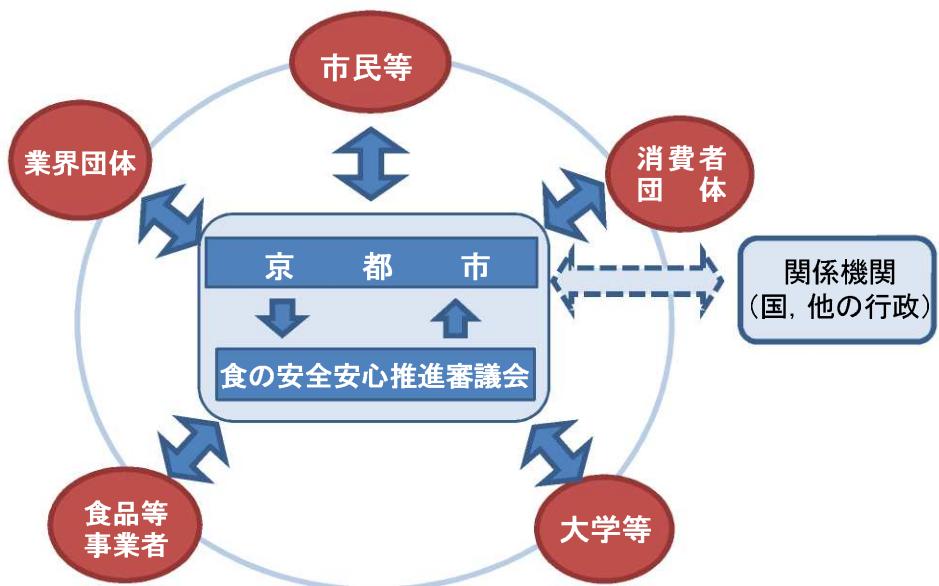


出典: 総務省ホームページ

4 推進計画の推進体制及び進行管理

(1) 推進計画の推進体制

推進計画に定める施策の推進に当たっては、市民等や食品等事業者との協働の下、食の安全安心推進審議会や庁内関係部局と連携しながら各種施策に取り組みます。



(2) 推進計画の進行管理

PDCA(計画、実施、点検、見直し)の考え方に基づき、進行管理を行います。

施策の実施状況については、毎年度とりまとめ、食の安全安心推進審議会からの評価を得た後、公表します。

なお、評価の結果、施策の内容等に変更が必要な場合は、適宜、見直しや改善を図ります。



これまでの審議会及び検討部会における次期京都市食の安全安心推進計画の策定に関する主な意見

1 第16回審議会（6月15日）

- いかに正しい情報を消費者に伝えていくかが大きな課題。
- 正しい情報の発信も重要だが、情報を受ける消費者側も、正しい知識を得るよう教育する取組も必要。
- 学生と協力を図りながら食の安全安心に関する取組を進めてはいかがか。

2 第1回検討部会（7月7日）

- 「安全」と「安心」の概念は明確にする必要がある。
- ランク分けや目的に応じた認証を設けるなど、認証制度改革の必要性を感じる。
- 消費者に対し、十分に認証を普及させる必要がある。
- 若い世代を対象にリスクコミュニケーションを重点的に展開することは必要。
- 国内外からの観光旅行者対策は重要。
- 残留農薬違反は、ほとんど発生していないので、目標設置の在り方は検討すべき。

3 第2回検討部会（7月28日）

- 認証制度は、ランクや業種を分けることについては賛同する。
- 認証制度について、事業者にとってのメリットは十分に検討する必要がある。
- 小学生自らが正しい情報を活用できるような取組をしていただきたい。
- おあがりスを活用した啓発用動画の作成やイベント業者等と協力を図ってはどうか。
- 緊急時の対策も次期計画では盛り込む必要がある。

4 第3回検討部会（9月1日）

- 小、中、高校生のうち、特に小学生にしっかりと情報を伝えることが効果的と考える。
- 若年層は、短いフレーズの情報を得ることが多いので、正しい情報をワンフレーズで提供することが効果的である。
- 無関心層への情報発信も大切だが、一方で、関心のある人に対しても重点的に情報発信することは有効である。
- 柔軟に対応できるよう個別施策での目標値は、毎年度策定する監視指導計画等において設定することで問題ない。
- 「重篤又は大規模な食中毒発生件数」など、命に関わるものは、「0」を目標値として設定すべきであり、他の食中毒等は、例えば前年度と比較するのも一案。
- 「安心できる食生活の実現」に関する指標は、数値の設定が馴染まない。

5 第4回検討部会（10月2日）

- 骨子案全体として、これまでの検討部会での議論の内容を上手く反映していただいている。
- 骨子で、個別施策すべてを記載しなければならないのか。
- 計画骨子には、個別施策を記載せず、重点取組のみ記載するのも一案。
- 「施策の目標」は、数値目標ではなく、「ねらい」や「目指しているもの」とすべき。
- 指標は、重点取組と関連を持たせた方が分かりやすい。
- 5つの基本施策は、その具体的な内容を記載した方が分かりやすい。